

匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場の設置条例

令和3年2月15日

条例第3号

(設置)

第1条 本組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき、匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 最終処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場	匝瑳市松山114番地3

(技術管理者の資格)

第3条 組合は、法第21条第1項の規定により、最終処分場に技術管理者を置く。

2 法第21条第3項の規定により条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のいずれかとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、最終処分場の管理に関し必要な事

項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(匝瑳市ほか二町環境衛生組合ごみ焼却場の設置条例の廃止)

2 匝瑳市ほか二町環境衛生組合ごみ焼却場の設置条例(昭和46年条例第8号)は、廃止する。